

令和7年度若年無業者等職業基礎訓練事業の公募に係る質問への回答について

No.	類型	公募資料	件 名	質 問 内 容	回 答	回答日
1	対象経費	要領P14 (V-2-【訓練経費】-(3)-(例)他)	対象経費として認められる経費について	対象経費として認められるものの例として、「職場実習期間中の訓練生を対象とした保険に係る保険料」と新たに記載されているが、職場実習期間以外の期間(座学など)についても保険に加入した場合、その部分は対象経費として認められるか。	はい。受託者が必要性があると判断し、職場実習期間以外の期間についても保険に加入させることとした場合は、その経費についても対象経費としても構わない。	4月30日 (説明会)
2	対象者	要領P5 (I-4-(2))	対象者の年齢制限について	対象者の年齢について、「原則として、15歳以上50歳未満の者」とあるが、例外もあるのか。また、受講生募集のパンフレット作成時には「原則」の文言は入れなくてもよいのか。	当該事業の対象者は地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」とする。)に就労支援について相談し、サポステから訓練の指示を受けた者となる。サポステを利用できる対象者が15歳以上50歳未満の者となっているので、当該事業の対象者も15歳以上50歳未満となるが、訓練期間中に50歳以上となる者がいた場合や、サポステで対象年齢の変更があった場合等に対応できるようにしている。 なお、受講生募集のパンフレット作成時において、混乱を避けるため「原則」の文言を入れなくても構わない。	4月30日 (説明会)
3	訓練期間	要領P8 (I-7)	訓練期間の調整について	「カリキュラム上適当である場合は1か月又は2か月を訓練期間として設定することができる」とあり赤字になっているが、昨年度からの変更になるのか。また、訓練コース決定後に労働政策課から訓練期間の変更を求められることもあるのか。	文章の記載の仕方を変更したのみで、取扱いについては昨年度から変更はない。 また、決定されたコースの訓練期間を変更することは基本的にないと考えている。仮に、予算に余裕がある等の理由で訓練期間の変更について県からの求めで協議をお願いすることがあったとしても、協議が整わない場合に、一度決定されたコースを開講中止とすることはしない。	4月30日 (説明会)
4	提出書類	要領P19 (X-2)	電子媒体での提出書類について	電子媒体で提出する書類は様式1～8のみで、様式9～12は紙での提出のみでよいのか。	はい。	4月30日 (説明会)
5	書類の送付方法		契約期間中の書類のやり取りについて	契約期間中の書類のやり取りについて、基本的に郵送ではなくデータでのやりとりとすることだったが、郵送でのやりとりが必要な書類はどのようなものがあるか。	データではなく、郵送でのやりとりが必要となる書類としては例えば押印が必要な書類がある。今年度から仕様書様式については押印を廃止しているため、現時点で郵送での対応が必要となる仕様書様式はないが、今後必要が生じた場合は対応をお願いしたい。	4月30日 (説明会)

令和7年度若年無業者等職業基礎訓練事業の公募に係る質問への回答について

No.	類型	公募資料	件 名	質 問 内 容	回 答	回答日
6	訓練の実施方法		訓練をオンラインで実施することについて	リモートワークを取り入れる企業が増えている中、例えば職場実習をオンラインで実施し、業務日報などで実施状況を確認するという方法は可能か。	当該事業は15歳以上50歳未満であって、家事も通学もしていない者のうち、就業を希望していない者、または就業を希望しているが求職活動をしていない者を対象としている。就労のための生活習慣を整えることも大事なポイントであるため、これまでオンラインでの訓練実施を認めていない。今後、状況によりオンラインでの訓練を認める場合、訓練の全てをオンラインにするのではなく、職場実習期間の半分以上は対面での訓練実施時間を確保するなどの条件を設けることになると思う。	4月30日 (説明会)